

# 総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

神奈川県競輪組合撤退に係る損害賠償請求事件について

資料 神奈川県競輪組合撤退に係る損害賠償請求事件について

経済労働局

平成29年7月27日

## 神奈川県競輪組合撤退に係る損害賠償請求事件について

## 1 提訴までの経過

- 川崎競輪場を(同時に小田原競輪場も)借上げ施行していた神奈川県競輪組合(以下「競輪組合」)から、平成26年11月に本市あてに撤退・解散の通知があった。
- 競輪組合は、撤退に際して支払うことが慣例であった、**解決一時金等の支払を拒み**、平成27年3月末に**解散したことから**、同年12月に本市は競輪組合の構成団体であった、神奈川県、横浜市、横須賀市に対し、**横浜地方裁判所に損害の賠償を求めて提訴した。**

## 2 本市の提訴の考え ※

- 実質的には継続的な契約関係が成立しているにもかかわらず、相当の予告期間を置かずに撤退した競輪組合には損害賠償義務がある。
- 請求額は、直近3年間の施設使用料平均額の2年分(52,452,896円)とする。

## 3 訴訟の経過

- ・平成27年12月25日 横浜地方裁判所に提訴  
(口頭弁論期日2回、弁論準備手続期日6回)
- ・平成29年7月14日 判決 ⇒ 原告の請求をいずれも棄却する。

## 4 訴訟の主な争点

- 通知すべき信義則上の義務に基づく損害賠償義務
  - ・川崎市と競輪組合との間に一定の契約関係ないし継続的關係が成立していたかについて
  - ・競輪組合の競輪事業撤退の通知義務について
- 黙示の合意に基づく解決一時金支払請求権
  - ・競輪組合が3市1組合撤退に伴う解決金を平成26年度に川崎市へ支払ったことについて
  - ・競輪組合が経済産業大臣あてに提出した協議書に解決金相当額を計上していたことについて
- 不法行為に基づく損害賠償義務
  - ・競輪組合の競輪事業撤退の予測について
  - ・競輪組合が競輪事業を継続施行することへの川崎市の期待は法的保護に値するかについて

## 5 裁判所の判断

- 通知すべき信義則上の義務に基づく損害賠償義務
  - ・行政財産の使用許可処分は、期間が経過すれば使用権も当然に消滅するものである。また、実質的にみても、競輪組合の競輪場利用は年間開催日数55日に対し6日間程度でわずかであることから、両者に一定の契約関係ないし継続的關係があったとは言えない。
  - ⇒**両者に一定の契約関係ないし継続的關係がないので撤退を通知すべき信義則上の義務はない。**
- 黙示の合意に基づく解決一時金支払請求権
  - ・3市1組合の撤退は本件撤退の14年も前であって、社会情勢、経済情勢等の背景事情も異なることから、3市1組合の平成26年解決金の支払をもって、合意の根拠とすることはできない。
  - ・競輪組合が、国に提出した協議書中に本市に対する解決金相当額の計上があったからといって、支払いの意思があったと認めることはできない。
  - ・地方公共団体同士が書面を作成することなく多額の支払いに合意することは通常考えられない。
  - ⇒**川崎市が主張する黙示の合意は容易には認め難い。**
- 不法行為に基づく損害賠償義務
  - ・競輪組合は、5年間のJKA交付金猶予制度を利用しており、終了後(平成26年度末)に事業を廃止し撤退することは川崎市としては、十分に予測し得たものである。
  - ・自転車競技法の目的に地方財政の健全化を掲げていることから、競輪施行者が事業継続が困難と判断した場合は撤退することに本来制限はない。
  - ⇒**川崎市の法的保護に値する利益(競輪組合が平成27年度以降も競輪事業を継続する期待)が違法に侵害されたということはできず、競輪組合に不法行為は成立しない。**

## 6 川崎市の結論

- 裁判所の判断は、本市の主張が認められなかったものであるが、顧問弁護士とも協議し、本市が有利となるような新たな主張や、それらを根拠付ける事実・証拠を見い出すことは困難であることから、**控訴しても本市にとって有利な判決が得られる可能性は低いとの判断に至ったため、控訴しない。**

## 【参考】

## ※平塚競輪訴訟(3市1組合解決一時金)について

- 平成12年度末に3市1組合(競輪組合、茅ヶ崎市、鎌倉市、藤沢市)が川崎競輪場から撤退した。
- 同時期に平塚競輪場から撤退した鎌倉市が解決一時金の支払を拒んだため平塚市が鎌倉市を提訴し、平成22年に平塚市が勝訴した。
- 平塚競輪訴訟の判決要旨「実質的には継続的な契約関係が成立しており、競輪事業から撤退して終了させるには、3年間の予告期間をおいた上でこれを行うべき状況であったと解することが相当であり、信義則上の責任として、損害賠償の義務がある。」「鎌倉市は平塚市に対し2年分の施設使用料を支払え。」
- 平成26年に本市と競輪組合、茅ヶ崎市、鎌倉市、藤沢市は、平塚競輪訴訟の判例に倣って、直近3年間の施設使用料平均額の2年分を解決一時金とすることで和解した。

## ◇小田原競輪訴訟について

- 競輪組合は小田原競輪場を借上げ施行していたが、平成26年度末に撤退した。
- 小田原市は本市と歩調を合わせ、横浜地方裁判所小田原支部に平成28年1月提訴した。
  - ・平成29年3月31日 判決(原告の請求はいずれも棄却)
- 裁判所の判断⇒競輪事業撤退が予測し得たものであり、信義則に反するものではなく、賃貸借が継続されるという市の期待は法的保護に値するものではないため、損害賠償義務を負うこともない。
  - ・平成29年4月14日 控訴断念(敗訴確定)
- 小田原市の結論⇒控訴しても市の主張が認容される余地は極めて少ないとの判断に至ったため、控訴しないこととした。